

徳島県こどもの「家庭と学び」のサポート事業 業務仕様書

徳島県が実施する「徳島県こどもの「家庭と学び」のサポート事業」の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業の概要

貧困世帯のこどもが大人になって再び貧困に陥る、いわゆる「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護家庭をはじめ生活困窮家庭やひとり親家庭等のこどもを対象に「学習教室」を開催するとともに、高校進学後の「中退防止対策」及び家族が抱える悩みや不安に対して、きめ細やかな相談支援を実施し、こどもの学力向上や高校進学、健全育成及び家庭の生活改善を図ることを目的として、「徳島県こどもの「家庭と学び」のサポート事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 事業の実施根拠

本事業は、生活困窮者自立支援法第6条第1項第4号の規定による「生活困窮者であるこどもに対し学習の援助を行う事業」を実施するものである。

本事業の実施にあたっては、「徳島県こどもの「家庭と学び」のサポート事業実施要領」の内容を踏まえて実施するものとする。

3 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 事業対象地域

東部保健福祉局所管区域の内、次に掲げる町
・松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

5 事業実施体制及び事業内容

(1) 事業実施体制

ア 事務所の確保

徳島県内に本事業を実施するための事務所を確保すること。

なお、事務所については応募団体が確保するものとする。

イ 配置職員

事務所には、管理責任者1名を配置するとともに、後述する相談支援を担当する支援コーディネーターを置く。

また、委託費の範囲内で事業実施に際し必要となる事務職員等を配置

するなど、本事業を適切に実施できる体制を確保するものとする。

※ 本事業に配置する職員については、他職種と兼務することも可能とする。

※ 管理責任者は、本事業の円滑な実施を図るため、業務全体を総合的に把握し、指導員等の管理・監督・指導・調整及び関係機関との調整等を行うものとする。

※ 支援コーディネーターは、相談支援のリーダーとして、関係者、関係機関との連絡・調整や業務の管理・運営を行うものとする。

(2) 事業の内容

ア 学習支援

受託者が開催する「学習教室」において、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、その他学力向上に資する各教科指導を行うほか、学習意欲向上への支援、高校受験対策などの学習指導を、対象者のレベルに応じた個別指導方式で実施する。

学習指導にあたっては、単なる教科の指導のみに専念するのではなく、指導員とこどもの信頼関係づくりを優先させ、気軽に会話のやり取りができる雰囲気づくりに常に心がけ、質問等をしやすい学習環境づくりに配慮すること。

また、学習意欲の増進に役立つ知識や心構え、本人の志望校についての必要な受験情報など、学習指導以外の情報提供も進んで行っていくこと。

(ア) 対象生徒

4の事業対象地域に居住する以下の家庭のうち、保護者から利用の申込みがあった家庭の中学生とする。

- ① 生活保護受給家庭
- ② 生活困窮者家庭
- ③ ひとり親家庭
- ④ その他、県が必要と認める家庭

(イ) 支援人数

4の事業対象地域の各町において、それぞれ10名程度とする。但し、各町の支援対象者の状況に応じて柔軟に対応すること。

(ウ) 実施場所

実施場所は任意とするが、中学生が徒歩、自転車または公共交通機関で容易かつ安全に参加できることを考慮すること。

なお、4の事業対象地域の各町において、少なくとも1箇所以上確保すること。

(エ) 実施回数

原則として週1回以上、各回2時間程度とする。なお、夏休み及び

冬休みに集中的に開催することも検討すること。

開催する日程及び時間帯については、受託者と県において協議のうえ決定する。

(オ) 学習指導員

各学習教室に、生徒の個別指導を適切に行うことができる学習指導員を1名以上配置するものとする。

なお、学習指導員は次の①～③のすべてに該当する者とする。

- ① 本事業の目的を理解するとともに熱意を持って業務を適切に行うことができる者
 - ② 生徒の良き理解者として進学相談等に応じることができる者
 - ③ 中学相当の学習内容を個別指導する能力を有している者
- ※ 学習教室等を円滑に運営していくため、学習指導員の他、社会人若しくは大学生等のボランティアを従事させるなど、十分な応援体制の確保に努めること。

(カ) 居場所の提供

日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談について親身に対応し、こどもが安心して通える場所の提供に努めること。

(キ) 実施上の留意点

- ① 本事業の利用を希望する保護者は、学習教室利用申込書（別紙様式1）（以下「利用申込書」という。）を県へ提出する。
- ② 県は、受託者あて利用申込書の写しを提供する。
- ③ 受託者は、上記イに基づき、学習教室利用者名簿（別紙様式2）を作成する。
- ④ 受託者は、利用開始前、または利用開始後において、必要に応じ保護者（対象者の同席も可能）と面接を行い、本事業の目的、支援方法、対象者の学習支援目標の設定等、保護者へ十分な説明を行うこととする。
- ⑤ 学習教室の利用の中止を希望する保護者は、学習教室利用中止届（別紙様式3）（以下「中止届」という。）を県へ提出する。また、受託者を經由して県へ提出しても差し支えない。
- ⑥ 県は、受託者あて中止届の写しを提供する。
- ⑦ 受託者は、学習教室活動日誌（別紙様式4）を作成し、保管する。

イ 相談支援

家庭の抱えている問題が、こどもの生活や学習、進路に影響を及ぼしている場合があることから、家庭の問題の軽減、解消を図るため、生徒を含めた家族に対する相談支援を実施する。また、学習教室利用者が高校進学を果たしても、その後高校を中退すると、将来において貧困に陥るリスクが懸念されることから、前年度以前に学習教室を利用した生徒のうち、高校に進学した者を対象に、中退を防止するための支援を行う。

(ア) 対象者

ア(ア)の対象生徒及びその家族、または前年度以前に学習教室を利用した生徒のうち、高校に進学した者及びその家族とする。

(イ) 支援内容

支援コーディネーターを配置し、対象者やその保護者、学校等に対して電話連絡や面談等の方法により、学校や家庭生活について相談を受ける。また、徳島県が別に実施する生活困窮者自立支援事業の相談支援員や福祉事務所のケースワーカー、学校教員と連携をはかり、必要に応じて生活面のアドバイスや家庭訪問等を含めた学習支援以外の支援を行う。

(ウ) 実施上の留意点

- ① 受託者は、対象者及びその保護者、学校等の関係者に対して、本事業の目的、支援内容、方法等について十分に説明し、理解を得て支援を実施すること。
- ② 受託者は、相談支援を実施するごとに、相談支援日誌（別紙様式5）を作成し、保管する。

6 経費等について

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担するものとし、県は委託料以外の費用を負担しない。また、受託者は、本事業における費用負担を対象者に求めてはならない。（ただし、学習支援において、対象者が任意で受験する模擬試験の試験料等、対象者が実費負担することが適当と思われる経費については、この限りではない。）

7 その他の条件等

(1) 個人情報の保護

受託者は 本事業を実施する上で 個人情報を取り扱う場合には 個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は 本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の制限

受託者が本事業の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(4) 権利の帰属

本事業により製作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払が完了したときに受託者から県に移転するものとする。

(5) 備品等の取扱い

本事業の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリースあるいはレンタルでの対応とする。リースあるいはレンタルでの対応が、当該設定がない場合や設定があっても事業実施期間中に購入金額を上回る等の理由で妥当でないと判断される場合には、受託者がその根拠を明確に示した上、必要最低限で例外的に購入を認めることがある。

この場合、本事業の委託料により受託者が購入した備品等のうち、県が指定したものについては、本事業に係る契約が終了したときに県に帰属するものとする。

(6) 事業の報告・総括

ア 受託者は、当該月の支援者及び支援内容について、実施状況報告書（別紙様式6）を、翌月10日までに県に提出すること。

イ 受託者は、アの他、事業の実施状況や効果、進捗状況等、県の求めに応じて適宜資料を提出すること。

ウ 事業実施後、事業結果についてまとめた実績報告書及び収支決算書を作成し、県に提出すること。

なお、実績報告書及び収支決算書の詳細については、受託者と協議の上、別途指示する。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。